

補助対象経費について

1 大規模修繕（①）と介護テクノロジーの導入（②）との親和性について

大規模修繕の内容は、おおむね10年を経過して使用に耐えなくなった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事、給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事のうち、介護テクノロジーとの直接的な親和性がある工事とする。親和性は、単なる同時実施ではなく、以下のいずれかの条件が必須である。なお、介護テクノロジー（ハードウェア）については条件1、介護ソフト等のソフトウェアについては条件2を必ず満たしている必要がある。

条件1. 場所的な連携（ハード面）

修繕する場所と介護テクノロジーが同じ場所で機能すること。

- ・居室の天井の内装改修（①）と居室の天井取り付け型の見守りセンサーの導入（②）
- ・浴室の改修工事（①）とロボット技術を用いて浴槽を出入りする際の一連の動作を支援する機器（②）
- ・給排水設備の改造工事（①）と排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ（②）

条件2. 機能的な連携（ソフト面）

修繕工事個所の機能が介護テクノロジーと直接連携すること。

- ・電気設備（Wi-Fi等の通信設備）の改造（①）と記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で処理できる介護ソフトの導入（②）

（注意事項）

- ・Wi-Fi工事やナースコール（壁に埋め込まれており、改修に大規模な工事が必要である等、「施設と一体的なもの」と認められるナースコールであり、工事契約により大規模に行う修繕（電気設備工事を伴うもの）を大規模修繕（①）とし、それと連携する見守り機器（②）を当該補助を利用して導入する場合、少なくとも条件1を満たすのであれば親和性を認める。ただし、大規模修繕費用については補助対象経費とならない。
- ・導入後おおむね10年以上が経過し、老朽化で使用に耐えなくなっている設備であること。
- ・複数種類の介護ロボットを導入する場合、それぞれに親和性がある大規模修繕を行うこと。（電気設備工事（①）と見守り機器の導入（②）、浴室改修工事（①）と入浴機器の導入（②）等）

2 介護テクノロジーの導入の内容について

- ・介護テクノロジーは「福祉用具情報システム」（（公財）テクノエイド協会が提供。以下、「TAIS」という。）で「介護テクノロジー」として選定されている機器が補助対象となる。
- ・導入する際の補助対象範囲は、TAISに記載されているセット内容のみとする。
- ・介護ソフトについては、TAISで「介護テクノロジー」として選定された介護ソフト

のうち下記①～③の要件をすべて満たすものが対象となる。

①記録業務、情報共有業務、請求業務が一气通貫となることができること。

現在の作業内容と比較して別紙2事業計画書に記載すること。

(例：現在は手入力によっている、請求業務と連携できていない、等)

②居宅介護支援事業所等と施設系サービス事業所は、「ケアプランデータ標準仕様」に準じたCSVファイルの入出力機能を有していること。

(参照)

・国民健康保険中央会が実施する「ベンダー試験結果」

(<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>)

・厚生労働省が情報提供する「介護ソフト機能調査」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>)

※居宅介護支援事業所等とは、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所等をいう。また、施設系サービス事業所は、介護福祉施設、介護保険施設、介護医療院等をいう。

③施設系サービスの事業所については、科学的介護情報システム(LIFE)に掲載されている「CSV連携仕様書(LIFE)」に準じたCSV出力機能を有していること。

(参照)

・厚生労働省が情報提供する「介護ソフト機能調査」の科学的介護情報システム(LIFE)

(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html)

3 介護テクノロジーの付帯経費について

- ・付帯経費は、下記いずれかに該当するものを対象とする(通信費は除く)。
 - ①介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等)
 - ②介護テクノロジーの導入に伴って導入するPC、タブレット端末等
- ・見守り機器の導入に伴う通信環境整備については、上記の付帯経費のみ補助対象とし、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等は補助対象外とする。
- ・付帯経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限り、補助対象とする。
- ・タブレット情報端末やインカム数は、日中同時に使用する直接処遇職員の最大人数分までとする(予備は補助対象外)。
- ・介護テクノロジー(介護ソフトを除く)の導入に伴い整備するWi-Fi環境やPC、タブレット端末等は、導入する介護テクノロジーの台数に見合った経費のみを補助対象とする。(例：100床に対し、見守り機器を10台導入しWi-Fi設備を施設全体に整備する場合、Wi-Fi設備は床数按分等により見守り機器10台分までを補助対象経費とする)
- ・過去に大規模修繕にあわせて行う介護ロボット・ICT導入支援事業、介護ロボット普及促進事業、ICT導入支援事業、介護テクノロジー定着支援事業等の補助を利用して導入した場合、同種の機器の買い替え(更新)及び機能の追加(オプションの購入)は補助対象外とする。

- ・ 事業計画書には介護テクノロジーの導入に伴い必要となるWi-Fi環境の整備、機器（製品名・台数）等についても具体的に記載すること。

※介護ロボットの導入については、過去に補助対象としていたとしても、TAIS及びTAISに記載されているセット内容に記載がなければ、補助対象外とする。

4 大規模修繕について

- ・ 「大規模修繕」とは、老朽化により使用に堪えなくなった施設や設備等に対して行う改修工事であり、かつ以下を満たすものをいう。
 - ① 工事内容
 - ・ 施設の一部改修工事または施設の付帯設備の改造工事
 - ② 金額基準（参考：R7年度大規模修繕工事の中央値は約1,360万円）
 - ・ 大規模修繕工事費が税込1,000万円以上（地域密着型施設は税込500万円以上）の場合
補助単価：1定員あたり520千円以下とし、予算の範囲内で別に定める単価とする。
 - ・ 大規模修繕工事費が税込1,000万円未満（地域密着型施設は税込500万円未満）の場合
補助単価：1定員あたり300千円以下とし、予算の範囲内で別に定める単価とする。
 - ③ 修繕必要性の明示
 - ・ 定期点検記録や修理履歴等で改修の必要性が確認できること。
- ・ 大規模修繕とは、老朽化により使用に堪えなくなった施設や設備等の改修であり、介護テクノロジーを導入するための工事や施設の利便性向上のための工事は大規模修繕には含まれない。
- ・ 大規模修繕工事完了後に、介護テクノロジーを導入する場合は、補助の対象とはならない。
- ・ 大規模修繕工事は工事契約とし、備品購入契約やリース契約は認めない。
- ・ 壁紙（クロス）の張替えのみの場合は模様替えとみなし、大規模修繕工事とはしない。
- ・ 大規模修繕の内容、金額及び工期も具体的に記載すること。（実績報告の際、大規模修繕の工事契約書及び領収書、写真を提出）

5 対象施設について

- ・ 併設施設は、特別養護老人ホームに併設されるショートステイのみが、補助対象となり、その他は対象外のため、台数や面積按分等で除くこと。

6 ケアプランデータ連携システムについて

- ・ 特別養護老人ホームに併設されるショートステイ等のサービスについては、令和8年度内に、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始し、かつ当該システムを通じたデータ連携の実績を有することが補助要件となる。なお、対象サービスについては、「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する

る事業)における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」(令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知)の別添1の第5条(キ)を参照すること。